教育委員会定例会事項書

令和８年１１月５日（木）
９：３０～　教育委員室

1　開会宣言

議事録署名者　　大　森　委　員

2　前回定例会審議結果の確認（別紙参照）

3　議　題

議案第	36 号	三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について	非公開
議案第	37 号	訴訟事件の処理について	非公開
議案第	38 号	工事請負契約の変更について	非公開
議案第	39 号	工事請負契約の変更について	非公開
議案第	40 号	工事請負契約の変更について	非公開
議案第	41 号	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案	非公開
議案第	42 号	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	非公開
議案第	43 号	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	非公開
議案第	44 号	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係）	非公開
議案第	45 号	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案	非公開
議案第	46 号	令和８年度三重県一般会計補正予算（第６号）（教育委員会関係）について	非公開

4　報　告　題

報告	1	支払督促に係る訴えの提起の専決処分について	公開
報告	2	自動車事故による損害賠償に係る専決処分について	非公開

5　閉会宣言

前回定例会の審議結果

1　日　時

令和８年１０月２０日（火）

開　会　　９時００分

閉　会　　９時２１分

2　場　所

教育委員室

3　出席者及び欠席委員の氏名

出席者　　長﨑教育長、大森委員、冨樫委員、安田委員、横山委員

議事録署名者　横山委員

4　採択議案の件名

議案第３４号　職員の人事異動（市町立小中学校）について

議案第３５号　訴訟事件の処理について

5　請願陳情の付議の結果

該当なし

6　諸般の報告

報告１　令和８年度三重県学校保健功労者表彰について

報告２　令和９年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について

報告３　令和９年度三重県立学校家庭科・工業科・商業科教員採用選考試験の実施について

7　その他会議において必要と認めた事項

該当なし

報告１

支払督促に係る訴えの提起の専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、知事が支払督促に係る訴えの提起の専決処分を行ったことを、別紙のとおり令和８年三重県議会定例会１１月定例月会議へ報告するので、報告する。

令和８年１１月５日提出

三重県教育委員会事務局
教育財務課長

報告第　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年11月19日

三重県知事　一見勝之

訴えの提起（和解を含む。）について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起（和解を含む。）を行った。

区　分	住　所	氏　名	専決年月日
教育委員会	尾鷲市中川19番5号	（連帯保証人） 奥村　くるみ	令和8年6月22日
	尾鷲市中川19番5号	（連帯保証人） 中村　修	

参考資料１

報告第　号

訴えの提起に係る専決処分について

県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起を行いました。

１　経緯

三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで当該対象者らに対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してきました。

当該対象者らは、返還金の一部を納付したのみで、今後の納付の連絡もなく、督促にも応じないことから、令和６年３月に知事名で最終催告を行いましたが、指定した期日までに入金がなかったため、令和８年６月に民事訴訟法に基づく支払督促申立手続※を債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。

その結果、令和８年８月１０日に、相手方（連帯保証人）から分納を希望する旨の異議申立書が裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えを提起したとみなされることとなりました。

（※）支払督促申立手続について

簡易裁判所書記官が債権者に代わって督促を行うための手続であり、地方自治法の議決を要する訴えの提起には該当しませんが、期限内に相手方から異議申立てがあった場合には、民事訴訟法の規定に基づき、申立時に遡って債権者が訴えを提起したとみなされます。

２　今回異議申立てがあった者に係る滞納金額等について

氏名	貸与期間	滞納金額
（連帯保証人） 奥村　くるみ	平成１６年４月～平成１９年３月	５９５，６００円

氏名	貸与期間	滞納金額
（連帯保証人） 中村　修	平成１６年４月～平成１９年３月	５９５，６００円

３　今後の対応

（１）　県では、支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、次回の議会に報告します。

（２）　今後は相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めていきます。

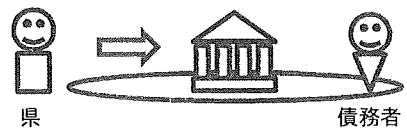
参考資料２

支払督促制度の概要等

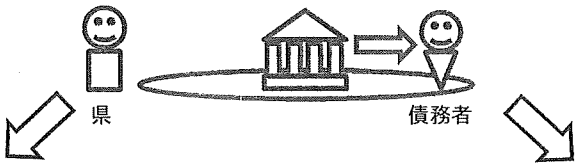
１　支払督促制度の概要

【支払督促の利点】
・手続きが簡便（①から④までだと 30 日程度）
・債権額は、通常訴訟と変わりなし。（少額訴訟は 60 万円が限度）

① 債務者の住所地の裁判所に申し立てる。（＝「訴えを提起」した日）



② 裁判所が債務者に督促する



③ 債務者が督促内容に異議がない場合



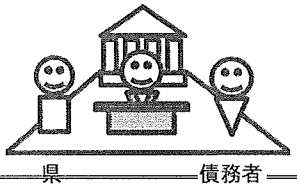
④ 申立通りの債務名義が取得できる。



③´債務者から異議申立てがあった場合



④´通常裁判に移行する。



２　債権管理の取り組み

段階	対象（原則）	取組内容
第１段階	納期限までに納付しなかった者	文書督促（催告）、架電、自宅訪問
第２段階	第１段階で滞納解消に至らなかった者	債権回収会社等へ債権回収委託
第３段階	第２段階で滞納解消に至らなかった者	最終催告を行い、裁判所へ支払督促申立て
第４段階	第３段階で債務名義を取得した者	強制執行による債権の回収